

改訂物動計畫遂行ニ關スル關係當局連絡會議ノ件
第一回連絡會議

警保局發企ノ下ニ七月七日午前十時ヨリ保安課長室ニ於テ開催ス
決定事項
（一）常設連絡會議設置ノコト

出席者

- | | | |
|-----|-----------|-------|
| 商工省 | 物資調整局計畫課長 | 秋水書記官 |
| 同 | 工業組合課長 | 吉田書記官 |
| 同 | 事務官 | 入江事務官 |
| 同 | 事務官 | 増岡事務官 |
| 厚生省 | 職業部職業課長 | 引田書記官 |
| 同 | 事務官 | 吉田事務官 |
| 内務省 | 保安課長 | 木田理事官 |

保安課事務官

加藤事務官

北村事務官

上村事務官

水池官房主事

警視廳

官房主事

□ 常設委員會ノ事業

1、物動計畫ニ基ク具体的計畫ノ發表

2、失業、轉業ノ見込、計畫

3、失業、轉業斡旋計畫………

4、取締施行ノ狀況、檢舉ノ狀況

5、統制ノ影響ニ關スル情報

6、統制施行ノ結果ニ關スル注意

商工省

厚生省

内務省

○ 第二回ハ七月十五日午前九時内務省ニ於テ

○ 皮革取締ノ結果ニ鑑ミ日本堤ノ小業者ノ救済ニ就キ

商工省ハ

1、工業組合ノ設立ノ可能性ニ就キ至急調査スルコト

2、軍部ヨリ發注シ得ル程度ヲ調査スルコト

3、地方主關部ト商工省トノ連絡強化スルコト

厚生省ハ

1、商工省ノ見込ヲ連絡調査シ失業者ヲ見込ミ職業紹介機關ヲ動

員シテ緊急應急手段ヲ講ズルコト

警視廳ヨリ

1、連絡強化ノ希望

2、暴利取締徹底ノ爲ニ物價委員會ノ決定ヲ法定化スルコト

(商工省ハ可能ノ限り實行スルコト)

○ 失業者對策ニ就イテ

商工省

1、失業者ノ調査ハ非常ニ困難デアルガ大体ノ見込數ガ出來テキ

- (イ) 歴 延 専業主ノ失業ハ僅少ナルモ職工八千人位失業内
半分位ハ轉業可能
- (ロ) 鐵工、機械器具關係
事業主ノ失業ハ一萬五六千デ從業員ハ十一、二萬人位ノ失業
トナル
- (ハ) 銅、白金等ハ相當失業スルモノアルベキモ數ノ見當付カズ
- (ニ) 錫ハ工場數二十二、從業員ノ失業ハ三千四百人位
- (ホ) アンチモニー事業主ハ百、從業員一千人位ノ失業
- (ヘ) ニッケル鍍金非常ニ小サイモノ多シ
- 職工約三萬人位ハ失業
- (ト) 自動車關係ノ輸入業者ノ失業ハ二十二社、從業員六百人位
失業
- 自動車販賣業者三百人從業員一千五百人位失業
- (チ) 纖維關係デハ、綿關係ノ事業主一千、從業員三萬二千人位

失業

- 麻織事業主百、從業員七千四百人位失業、其ノ他ノ麻關係事
業主百、從業員六千人位失業
- (リ) 紙、人絹關係デ相當ノ失業アルモ轉業可能ノモノ多シ
- (四) 皮革關係ノ製靴業者六百名、從業員三千五百人位失業轉業
困難皮草製造事業主八百、從業員二萬三千四百人位失業、皮
革販賣業者事業主五百、從業員二千五百人位失業
- (ル) 化學工業トシテ
- 食物油關係事業主一千、從業員四千人位失業
- レコード製作 從業員二百人位失業
- 塗 料 事業主三百、從業員四千人位失業
- 漆 器 事業主一千、從業員四千百人位失業
- 瑛 璃 事業主三百、順業員一萬人位失業
- セルロイド事業主三百、從業員二千人位失業

膠

從業員三百人位失業

護膜關係 事業主一千百、從業員二、三萬人失業

(イ) 揮發油關係 十數萬人

重油關係 十數萬人

以上ノ總計事業主四萬人、從業員六十萬人失業ノ見込デアル、
轉業可能ノ數ハ除外セラレテキル

(ロ) 法令ノ周知徹底ニ就イテ

内務省、警視廳ヨリ

商工省ガ各種ノ法令ヲ公布セラレ通牒ノ場合ハ其ノ制限ノ趣旨、
法令運用ノ粗と感ヲ判然ト記載サレタシ

尙法令ノ解釋ニ困難スル場合多キヲ以テ法令ノ解説ノ如キモノヲ
作成シテ取締ノ任ニ當ル警察官ニ配布セラレタシ

一般業者ニ於テモ法令ノ難解ノ爲困却シ居レル模様ニ就キ省令制
定上留意セラレタシ

(ニ) 軍需産業方面ノ利益等吸收ニ就イテ

(イ) 内務省、警視廳、軍需産業關係ノ者ハ多大ノ利益ヲ擧ゲ種々
ノ手段ニ依リテ利益ヲ占メテヤル、之レニ反シ非軍需産業ハ種々
々ノ極度ノ制限ヲ受ケテ著シイ不均衡ノアルコトハ國民協
力一致ノ立前カラニ何トカ利益ヲ制限スルトカ利益ヲ以テ公債
ヲ買ハシメルニ致スベキデ商工省、厚生省方面ニ於テ特ニ考
慮ヲ願ヒタイ、内務省ヨリ軍需局ニ對シテモ此ノ點ニ就イテ考
慮ヲ求ムルコトトシタイ
商工省、厚生省
此ノ點ニ就イテ至急研究考慮スル

商工省關係失業對策要綱案（未定稿）（一三、七、六）
臨時物資調整局

- 一、平和産業ノ失業者ノ軍需産業、輸出産業又ハ代用品産業ヘノ轉換ヲ圖ルコト
- 二、軍、官廳、軍需工場等ノ注文ノ可及的分散ヲ圖ルト共ニ、輸出注文ト國內注文トノ重複ヲ避クル等注文ノ配分ノ適正ヲ圖ルコト
- 三、代用品ノ補給ノ圓滑ヲ圖リ必要ニ應ジ其ノ配給統制ヲ行フコト
- 四、組合等ノ相互扶助ニ依リ轉業迄ノ休業補償ヲ爲サシメ必要ニ應ジ政府ヨリ補助ヲ爲スコト
- 五、軍需産業ヘノ轉換ノ爲必要ナル施設ニ對シテハ機械其ノ他ノ資材ヲ優先的ニ供給スルコト
- 六、軍需産業、輸出産業又ハ代用品産業ヘノ轉換ノ爲ノ共同施設、共同受注、代用品ノ共同購入等ノ爲必要ナル資金ヲ商工組合中央金庫ヨリ融通スルコト
- 七、失業事業主、従業員等ニシテ新ニ營業ヲ開始セントスル者ニ對シ

テハ其ノ營業資金融通ノ途ヲ拓クコト

(注意)

自動車營業者其ノ他石油ノ消費制限ノ結果生ズベキ失業者ニ關スル對策ハ別ニ燃料局ニ於テ關係廳ニ協議ノ上立案ス

昭和十三年七月四日

厚生大臣官

各地方長官殿

物資動員ニ依ル失業ノ對策ニ關スル件

今次事變ノ影響ニ因ル失業ノ防止ニ關シテハ曩ニ通牒ノ次第モ有之既ニ御配意中ノコトト被存候處更ニ物資ノ使用制限乃至禁止ニ因リ相當多數ノ離職者ヲ生ジ又ハ生ズルノ虞有之候ニ付テハ貴管下産業團體其ノ他關係各方面ト緊密ナル聯絡ヲ採リ今後狀況ノ豫知ニ努ムルト共ニ離職者ヲ生ズルノ虞アル場合ハ左記諸方策ヲ講ジ失業ノ防止救済ニ關シ萬遺憾無キヲ期セラレ度

追テ之ガ狀況ニ關シテハ其ノ經過並ニ措置ニ伴ヒ其ノ都度速ニ御

報告相煩度

記

- 一、物資ノ使用制限乃至禁止ニ關スル政策ニヨリ影響ヲ受クベキ産業ニ付テハ事業ノ停頓、就業時間ノ短縮若ハ休日制ノ採用等ノ方法ニ依リ可成離職者ヲ出サザル措置ヲ講ゼシムル様豫メ關係方面ニ通達シ置クコト
- 二、軍需工場其ノ他新ニ從業者ヲ雇入レントスル者ニ對シ其ノ採用ノ標準、規格ヲ可成緩和セシムルト共ニ離職者ヲ優先的ニ銓衡セシムル爲特別ノ措置ヲ講ズルコト
- 三、不急産業ニ於テ、不得已離職者ヲ出ス可キ場合ハ少クトモ三週間前ニ所轄道府縣廳又ハ職業紹介所ニ其ノ時期及人數等ヲ申出サシムル措置ヲ講ズルコト
- 四、前項ノ申出アリタル場合ハ勿論其ノ他必要ニ應ジ職業紹介所ヲシテ當概産業ノ從業者ニ付体性、年齢、現職、希望職業、移動ノ

能否、家族ノ狀況等轉職ニ必要ナル事項ヲ調査登録セシメ分類整理スルコト

- 五、解雇ノ已ム無キニ立到リタル際ハ職業紹介所ハ右登録ノ結果ニ基キ事業主ト協議シ大量一齊解雇ヲ避クルノ外解雇ノ時期、人員人選等ヲ離職者ノ轉職ニ都合ヨキ様按配スルコト
- 六、解雇者ヲ出シタル際ハ職業紹介所ヲシテ極力之ヲ軍需工場其ノ他時局關係産業ニ斡旋セシメ歸農スルヲ適當ト認メラルル者ハ主トシテ女工ハ出來得ル限り歸農セシメ又他府縣ニ連絡スルノ要アルモノハ速ニ連名簿ヲ作成セシメ連絡スルコト
- 七、特ニ土木建築關係ノ労働者又ハ土工日傭ニ轉職セシメ得ルモノニ對シテハ軍需工場、鑛山、軍需關係其ノ他ノ土木事業等ニ可及的多數就業セシムル爲求人開拓ヲ爲スノ外登録、配給及移動ニ關シ必要ナル措置ヲ講ズルコト
- 八、離職者ニシテ直ニ轉職ヲ斡旋シ得ザルモノニ對シテハ差シ當リ

既存ノ職業輔導施設ヲ擴充シ又ハ學校、試驗場其ノ他適當ナル箇所ニ委託シ簡易ナル職業輔導ヲ實施スルコト

九 離職者ニシテ軍需工場其ノノ時局産業ニ轉職スルコト困難ナル坐業者、小商業主、高齢者等ニ對シテハ既存授産場ヲ擴充シテ之ヲ收容シ又ハ軍部其ノ他關係方面ト連絡シテ簡易ナル内職的作業ヲ紹介斡旋スルコト

第二回連絡會議

昭和十三年七月十五日

於 內務省警保局 保安課長室

會同者

商工省側

臨時物資調整局

秋永 計劃課長

入江 事務官

鈴木 事務官

小山 事務官

厚生省側

丹羽 事務官

玉柳 事務官

司法省